

# 若越郷土研究

43の6

## 南北朝・室町期越前守護沿革・

### 支配機構に関する諸問題(二)

河村 昭 一

#### 三 段銭奉行

【史料C】

青蓮院御門跡領新御所侍職大嘗会段銭事、  
可為京濟之上者、可被止国催促状如件、  
三月十八日 将久(花押)

段銭奉行中

右の発給人将久は、花押から甲斐将久と認定できる。また、冒頭の「青蓮院御門跡領新御所侍職」は敦賀郡を中心とした越前に設定された所領であるから、この文書は、越前にお

河村 南北朝・室町期越前守護沿革・支配機構に関する諸問題(二)

ける段銭徴集が段銭奉行を通じて行われていたことを示している。越前では「段銭奉行」の名辞が見られる史料が管見の限りこれ以外になく、実態は必ずしも明らかでないが、同じ斯波氏分国の尾張では「段銭奉行」に催促停止を命じる例が一例あり、しかも妙興寺領に関する斯波氏からの段銭請取状が応永二十年(一四一九)以降多く伝えられているところから、尾張の段銭奉行は応永二十年代頃在地に置かれた常設機関であったとみられる。この尾張の例がそのまま越前に適用できるかどうか、以下越前における段銭徴集の展開の中で考えていきたい。

【史料D】

今南東役夫工米事、不致先々其沙汰之由、  
自地下歎申候、其上於此所者、被閣諸役  
候事候、所詮可被止御催促候也、恐々謹  
言、

〔応永三〕  
八月九日 祐徳(花押)

甲斐越前入道殿

飯尾三良左衛門尉殿

右の宛人二人の地位は、守護代甲斐祐徳(将教)から連名で下達を受けている点で一見小

守護代のものであるが、応永三年当時の小守護代は狩野新左衛門と下野法眼であるから、甲斐・飯尾らは役夫工米の徴集に当たった使節であつて、その意味では守護使に分類すべきである。ちなみに甲斐越前入道は、この四年あとには尾張で伊東大和入道と共に大徳寺如意庵領松枝荘内破田村に対する違乱禁止の旨を同国守護代甲斐祐徳から下達されているし、飯尾は他に所見がないものの、幕府奉行人飯尾氏の一族で斯波氏の被官となつた者であることは想像に難くなく、永享元(一四二九)～四年には飯尾美作守重清が管領斯波義淳の使者として活動していることなどから、史料Dの宛人甲斐・飯尾の二人が、越前の在国常設機関に属していた可能性は小さい。応永十二年になると、同じ甲斐祐徳が河口・坪江荘の役夫工米の催促停止を下達するのに、小守護代の二人に宛てている(注7参照)。このことを、越前における段銭徴集がそれまでの使節派遣方式から小守護代による徴集に転換したと解する必要は必ずしもない。たとえば、河口・坪江荘への「御新造料段銭」の催促停止を命じた寛正四年(一四六三)間

六月十七日室町幕府奉行人連署奉書が飯尾彦三郎と守護使に宛てられておられるように、段銭徴集の際、中央からの守護使節が派遣されることは、その後も珍しくないからである（但し幕府奉行人が加わってはいないが）。段銭催催停止が小守護代に命じられるようになったのは、小守護代が国衙機構を指揮下に組み込んだか、もしくは在庁官人を小守護代として編成したことを反映するもので、小守護代が国衙機構と守護権力を結ぶ結節点であったことを意味するとみるべきであろう。

ところで、その後永享二年の史料Cに「段銭奉行」の名が現れる。これは、尾張で段銭奉行が登場する時期に近く、斯波氏分国において応永末年頃に段銭奉行が置かれたことを示唆するものといえよう。そして、仮に越前の段銭奉行が尾張と同じく在国の常設機関であったとすれば、それまで小守護代の職掌に含まれていた段銭徴集を専ら担当するものとして独立したことになる。しかし、このあと越前において段銭の徴集システムを物語ってくれる史料は決して多くない。すなわち、「段銭奉行」の所見もないし、尾張のような

在地の守護被官（段銭奉行）による段銭請取状も伝存していない。これらから、段銭奉行がたとえ在国常設機関として設置されたとしても、その後どこまで存続したのか甚だ疑わしくなってくる。そうした中で、次に挙げるのは、史料C以降の越前における斯波氏の段銭徴集の具体的様相を伝える数少ない事例として貴重である。

#### 【史料E】

尚々御割符参進之候、

為当寺御造営、越前国段銭六百貫文只今  
究済申候、仍一帑皆済之御請取給候て、  
度々御請取を返進可申候、委細御使二令  
申候、恐々謹言、

卯月廿九日

春阿（花押）  
久泰（花押）

越後法橋御房

進之候

（奥端書）  
「康正式」

（符箋）  
田根折帛 康正一 四 廿八

これは、東寺造営越前国段銭六〇〇貫文の皆済に当たって、それまで納入の度毎に受け取

っていた請取を返還する代わりに全額分の請取の発給を東寺に求めたもので、差出人の二人は、厳密には東寺への段銭納入責任者といふべきであろうが、納入責任者は同時に徴集責任者でもあるとみなすことは許されよう。

ところで二人のうち田根久泰は、守護代申妻将久（常治）の偏諱を受けているとみられ、また永享嘉吉頃に在京機関たる「国奉行」を務めた田根入道性祐も甲斐家人といわれていて、田根氏は甲斐氏被官として在京しながら斯波家中に重職を得ていたことがうかがえる（次節で詳述）。そして先の田根久泰は、甲斐常治の没後その跡を襲った嫡孫甲斐千喜久丸（信久）にも近侍していたから、田根氏惣領とみなして大過なく、おそらく、かつて「国奉行」を務めた田根入道性祐の嫡子ではあるまいか。とすれば、かかる久泰が、先に想定したような在国の常設機関としての段銭奉行に在職していたことは考えにくく、結局久泰・春阿の二人は、東寺造営段銭徴集のために越前に派遣された使節とみなすのがもっとも妥当であろう。このことが、そのままに在国常設機関としての段銭奉行の存在を否定す

るものではないとしても、たとえば史料Cの「段銭奉行」とは実は田根久泰・春阿のように段銭賦課に際して在京被官の中から下向する徴集使のことを指している可能性も一方で示しているものである。いずれにせよ、越前の場合、仮に永享初年頃までに尾張のごとき在京常設機関としての段銭奉行のような組織が設置されたにせよ、その後の展開の中でそのまま定着ないし発展した形跡は認められない。おそらく、在地での段銭徴集機能は従来通り、他の守護役と同じく小守護代が担っていたものと思われる。たとえば寛正六年「越前国段銭」(名目不明)が課された際、幕府政所執事代嵯川親元は同国平葺(幕府料所)の代官を務める柏藏主の依頼に応じて幕府上使高藤五郎兵衛に遣わした書状の中で、平葺と細江の両所は「公役」免除であるとし、「時宜守護代兩人存知之由被申之、被相尋之可然様ニ可預成敗」と述べている。ここにいう「守護代兩人」は「兩人」の表記からみて小守護代と判断されるから、段銭徴集の実務を在地で担っていたのは、彼ら小守護代であることをうかがい知ることができる。

以上、越前においては尾張の段銭奉行に当たるものが在京支配機構の中に常設されていた蓋然性は小さく、基本的には小守護代がその実務に当たり、中央から派遣される田根久泰のような在京被官(これを段銭奉行と呼んだ可能性もある)が小守護代から受領するというシステムをとっていたと想定しておきたい。

#### 四 「国奉行」

東寺領遠江国原田莊細谷郷代官道伊の未進に関する、嘉吉三年(一四四三)「最勝光院方評定引付」八月十三日条に次の如き記事がみえる。

#### 【史料F】

細谷代官道伊未進事、雖可訴国方、国奉行田根内々成望之間、不可事行歟、此題目ヲハ聞之(後略)

結城合戦に際して斯波軍が関東に出陣したとき、東寺が遠江守護代甲斐常治と「多根入道」に餞別を送っていたり、やはり東寺が嘉吉三年遠江国村楠莊の未進年貢催促を甲斐に依頼する際、田根を介して申し入れていることなどは、いずれも田根の在京を裏付けている。つまり、史料Fの「国奉行」の「国」はその直前で「国方」と表記する「守護」の謂にすぎず、換言すれば「守護方在京奉行」というべき存在と思われるが、ここでは取りあえず史料表記に従って「国奉行」の呼称を採用しておく。

田根の「国奉行」としての活動を示すと思われるのが次の文書である。

#### 【史料G】

天竜寺領遠州村楠庄半濟事、及廿ヶ年寺家一円知行之分候、尋承之間存知之旨令申候、恐々謹言、

(押紙) 永享十一年

三月十九日

寺崎殿

(田根) 性祐(花押)

これは田根性祐が、村楠莊天龍寺方半濟が二〇年前に解消して一円知行になつてゐること

につき「存知之旨」を証言したもので、同莊地頭職を有する天龍寺の未進年貢を本家東寺が催促するに当たり、天龍寺側に弁解の機を与えまいとして守護方に証言を求めた結果発給されたものと思われる。以上の例から田根氏は、少なくとも遠江における知行関係に通過していたことがうかがえるが、越前に関しても、次の史料から同様のことが指摘できる。

【史料H】<sup>20</sup>

## (追而書略)

今度御上洛懸御目候、畏入候、はしめさる御事にて候へとも、御わつらひに罷成候、恐入候、真福寺下地御判事、春注文委細給候て可申出候、田根殿ニよく可被仰置候、住僧半分、又近年一反の事、身か寄進状した、め候て可進候、彼方うりけん・同寄進状とりそへて、御のほせ候へく候、身か一反事、御名と申候物にて候へく候、在所ハ兵衛ニ御たつね候てしるし可給候、これにて寄進状した、め候て、いつれも同事ニ可懸御目候、(中略)

委細期明春候、恐惶敬具、  
十二月十八日 重信(花押)

## 侍者御中

この文書は『福井県史』資料編8の傍注の如く応永二十六年頃のものと思われるが、これによれば、守護斯波氏の寺領安堵を求めて上洛した敦賀郡西福寺の僧から斡旋を依頼された片山重信は、「田根殿」との談話が肝要と助言している。この「田根殿」は年代的にみて先の田根性祐その人と思われる。

以上から「国奉行」田根性祐は、京都の守護斯波氏のもとにいて、少なくとも越前・遠江両国における所領関係のデータを手元に蓄えていた吏僚で、守護による所領安堵に際しても一定の発言権をもっていたと推察される。ところで、この田根氏は甲斐氏ときわめて緊密な関係が認められる。すなわち、田根性祐は甲斐氏の家人であることが知られているし、またその子と思われる田根久泰も甲斐将久(常治)の偏諱を受けていて、応仁の乱では甲斐信久(千喜久丸)に近侍していたことが確認される(注12)。したがって、尾張に関する田根氏の活動がうかがえないのは、単なる史料残存の問題ではなく、田根氏は、緊密な関係を結ぶ甲斐氏が守護代にあった越

前・遠江に關してのみ「国奉行」としての権能を有し、織田氏が守護代を務める尾張には關われなかつた可能性も否定できないが、こゝは「国奉行」の語義に照らして、尾張も含めた斯波氏の全分国に關わりを持った在京奉行と考へておきたい。かかる吏僚が、甲斐氏の被官であつたことの中に、斯波氏の分国支配において甲斐氏の占める比重の大きさを知ることができる。

## 注

- (1) 村山修一編『葛川明王院史料』七八〇号明王院所藏文書。
- (2) 京都大学文学部博物館古文書室架蔵の影写本で史料Cの将久の花押を、福井県史編さん室(当時)架蔵の写真で、応永三十三年十一月三日甲斐美濃守(将久)奉書(『県史』資8、西福寺文書八二号)・永享三年二月十八日甲斐美濃守(将久)奉書(同文書九六号)の花押をそれぞれ閲覽し、両者の一致を確認した。
- (3) 小泉義博「御所侍名田・新御所侍職田地」(『若越郷土研究』二七・六、一九九二年)参照。
- (4) 『大徳寺文書』(大日本古文书 家わけ) 三二六〇号。
- (5) 応永二十六年十一月十三日某重持等連署段銭請取状(『新編一宮市史』資料編五、妙興寺文書一九三号) 以下多数。

(6) 『県史』資5、三田村士郎家文書二号。  
(7) 応永三年の大乗院領坪江下郷阿古江内出来島をめぐる相論に関する裁定が、大乗院門跡→甲斐將教→狩野新左衛門・下野法眼という系統で下達されているが、『史料』七一一、四五一一二頁、「坪江郷奉行引付」、この狩野・下野の両人は、河口・坪江荘の役夫工米催促停止を下達する応永十二年十一月二日甲斐祐徳遵行状(『雑事記』長祿四年五月二十六日条)の宛所となっているので、彼らが小守護代であったことが確認できる。

(8) (応永七年)六月十二日甲斐祐徳書状(『大徳寺文書』三一七号)。  
(9) 『満濟准后日記』永享元年十一月二十一日条を初出として、同四年六月十四日条まで、管領斯波義淳の使者として甲斐・織田・二宮らの諸氏とともに同書に頻出する。また、この他飯尾二郎左衛門も、一例ではあるが管領使者としての所見がある(同書、永享三年三月十五日条。なお、飯尾重清については、設楽薫「將軍足利義教の『御前沙汰』体制と管領」(『年報中世史研究』一八、一九九三年)参照。

(10) 『雑事記』寛正四年閏六月二十日条。他にも河口・坪江荘への即位段銭の催促停止を命じた寛正六年七月二十六日幕府奉行入連署奉書(同書、同年八月一日条)もやはり齊藤五郎兵衛尉と守護使に宛てられている。なお、飯尾彦三郎、齊藤五郎兵衛尉とともに当時の「室町殿御前奉行」であった(同書、同年七月二十六日条、寛正四年の飯尾彦三郎が越前国段銭の徴集責任者であったことが、『山科家礼記』(史料集)同年六月十七日

条の「飯尾彦三郎所へ越前国段銭下候間、太刀金持行」という記事からうかがえるように、それぞれの段銭の徴集責任者として、催促停止の幕命が伝えられていたものと判断される。

(11) 『東百』カ一二六一三(『県史』資2、京都府立総合資料館所蔵文書東寺百合文書二四号)。  
(12) 年欠閏八月二十八日付で敦賀郡西福寺に巻数・銭の札状(『県史』資8、西福寺文書三三七号)を発している信久は、小泉氏の指摘されたように(『十五世紀の越前守護代』、『乗谷史学』七、一九七四年)、甲斐千喜久丸のことで、年代は文明三年とみてよい。これと同日付でやはり西福寺に同様の札状(西福寺文書二三八号)を出している久泰は、その花押から史料Eの田根久泰のことと判断できる(史料Eの久泰の花押は「県史」資2の巻末「花押・印章一覧」14、西福寺文書のそれは福井県史編さん室(当時)架蔵写真でそれぞれ照合)。つまり、この久泰は文明三年当時甲斐信久に近侍していた、信久と並んで西福寺から巻数・銭(額は信久の半分の五〇疋)を贈られていたのであり、久泰の甲斐氏近臣たる地位が確認できる。

(13) 『親元日記』(増補続史料大成)寛正六年八月十三日条。  
(14) 『東百』る一四七(『静岡県史』資料編6)以下「静岡」と略記(一〇二八)。  
(15) 永享十二年「最勝光院方評定引付」四月九日条(『静岡』一九九〇、「東百」る一四六)。  
(16) 嘉吉三年「最勝光院方評定引付」七月十六日条(『静岡』二〇二五、「東百」る一四七)。

(17) 『東百』テ一〇一(『静岡』一九六六)。  
(18) 村櫛荘の概要については、「角川日本地名大辞典 22 静岡県」(角川書店、一九八二年)「村櫛荘」の項(九五〇頁)、村井章介「東寺領遠江国原田村櫛両荘の代官請負について」(『静岡県史研究』七、一九九一年)など参照。

(19) 永享十一年「最勝光院方評定引付」三月二十八日条(『静岡』一九六七、「東百」る四一五)に「於天竜寺村櫛庄<sup>註</sup>性祐入道及廿ヶ年天竜寺一円知行之由、載折紙給也、以此条之旨、年々未進可催促之由衆儀了」とあり、史料Gが未進年貢催促に用いるためのものであったことが知られる。なお、天竜寺はその後の東寺の催促に対して、「去年々貢事、守護役悉入了、仍一粒不被寺納上者、本役事不可致沙汰」と答えたという(『静岡』一九七三、同引付、九月十五日条)。

(20) 『県史』資8、西福寺文書六九号。  
(21) 史料Hで片山は、近いうちに一反の地を寄進する意向を表明しているが、片山が西福寺に御名内の田地一反を真福寺(西福寺末寺カ)に寄進したので(『県史』資8、西福寺文書七〇号)、史料Hは前年のものとみなすのが自然であろう。

(22) 永享七年「最勝光院方評定引付」三月二十五日条(『静岡』一八七三、「東百」る一四二)に「主計代官田根状案文云」と見える。ただ嘉吉三年「最勝光院方評定引付」七月十六日条(『静岡』二〇二五、「東百」る一四七)には「織田カスヘカ中者付田根付甲非了」ともあるので、織田浄祐の被官に転じた可能性もある。しかし、その浄祐も甲

河村 南北朝・室町期越前守護沿革・支配機構に関する諸問題 (二)

斐氏の事実上の被官的存在であったと推測されるすなわち、永享九年頃の越前国河口莊溝江郷政所職は甲斐常治の有するところであったが、その代官は織田浄祐であった(『北国』所収「諸庄園段銭注文」)。これは甲斐が政所職を請負いつつ、織田に代官を務めさせていたことを示しており、織田が甲斐のきわめて強い影響下にあったことを意味する。織田浄祐はこの他、同じ河口莊の新郷公文・政所両職(正員)を所持していただけでなく(『北国』所収「寺門事条々聞書」)、遠江国原田莊細谷郷でも応永二十年から永享七年まで二〇年以上も代官に在職していた(『静岡』一五〇・一八七三、応永二十年「最勝光院方評定引付」六月八日条、永享七年同引付三月二十五日条、「東百」る一二六・四二)。このように織田主計入道浄祐は、甲斐氏と密接な関係を持ちつつ、甲斐氏が守護代を務める越前と遠江に所職を多く得ていた人物であって、守護代として専ら尾張にのみ関わった織田氏本宗家とは一線を画すべき存在であったとみるべきである。したがって、織田浄祐の「内者」ともされる田根性祐も、大局的には甲斐氏の被官とみなしてよいと考える。